

2第15号陳情 尾崎市長は、令和2年9月25日市長決裁で「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）の方針」を決定した。またその方針文書（添付資料）を市議会議員に開示したとのことである。そこでその内容について市民にも開示・説明することを求める陳情

受 理 年 月 日 令和2年11月24日

陳 情 者 東大和市芋窪1丁目1998の31
市民のための市政をつくる会
代表 田中 清春
東大和市向原6丁目1389の3
市民のための市政をつくる会
事務局長 柳下 進

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

尾崎市長が方針決定をした「集会所、学習等供用施設、公民館等の利用者負担（有料化）」は、市民の文化活動・日常活動に大きく影響を与えることは必至である。決定内容について、市議会議員のみならず、当然に市民にも開示・説明をするべきである。

陳情理由

1. 市民のための市政をつくる会が、令和2年3月市議会に提出した2第2号陳情「市が検討している公民館・集会所等の使用料見直し（有料化）内容について、市が方針決定する前に市民への説明と市民が意見を述べる機会を求める陳情」で次のような市の答弁や委員からの意見が出された。

田代企画財政部長 方針を決定する前という、(中略)、内容が不確定な状態で市民の皆様には説明することは、市としましては混乱を招くだけだと捉えておりまして、実施することはなかなか困難ではないかというふうに考えております。(令和2年第1回東大和市議会総務委員会記録3ページ)

大后委員 市すなわち市長というのは、不確実な内容や市民の無用な混乱を招くような内容の段階で、先ほど答弁もありましたけども、軽々に外部に表明すべ

きではないということは自明であるというふうに思います。(令和2年第1回東大和市議会総務委員会記録10ページ)

東口委員 一方で、方針が決定された後は、やはり市民への丁寧な説明は必要だと思っておりますので、今陳情が求める、この方針を決定する前の説明ということは基本的には無理なことだというふうに理解いたします。(令和2年第1回東大和市議会総務委員会記録11ページ)

和地委員 先ほどの他の委員の質疑の中でも、やはり決定をしてからの丁寧な説明、そしてその根拠を市民が理解しやすいような形でする中でやっていくことではないのかなというふうに思いましたし、(中略)この陳情内容は時期尚早かなというような気もしています。(令和2年第1回東大和市議会総務委員会記録11ページ)

2. 上記答弁、委員のご意見を踏まえ、尾崎市長が方針決定されたので、市民として説明を求めるものである。